

2015年度（平成27年度）第1回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2015年度（平成27年度）第1回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2015年（平成27年）5月28日（木）9時30分～11時00分
福山市役所本庁舎3階 中会議室

3 出席者

委員	宮地委員長，大島委員，甲賀委員，山崎委員，山下委員（計5名）
関係部課長	（市長部局） 建設局長，建設管理部長，土木部長，土木部農林土木担当部長， 都市部長，建築部長，環境部長，契約課長，建設政策課長，技術 検査課長，港湾河川課長，営繕課長，南部環境センタークリーン センター担当課長
	（上下水道局） 上下水道局長，経営管理部長，工務部長，施設部長，管財契約課 長，水づくり課長

4 会議の概要

（1）建設局長あいさつ

本市においては、2003年（平成15年）の入札監視委員会の設置以来、委員の皆様の貴重な御意見を聞きながら、入札制度における公平性・公正性の確保、透明性や競争性の向上、さらには品質確保の観点から一般競争入札の導入、総合評価方式の試行など、入札契約制度の様々な改正を行ってきたところである。引き続き、委員会での議論や意見を踏まえ、本市の入札契約制度がより良い制度となるよう、より一層の改善に努めていきたい。

（2）委員，理事者等の紹介

委員及び建設局長・上下水道局長以下関係部課長の紹介

（3）委員長の互選について

委員の互選により、宮地委員を委員長に選出した。

(4) 委員長職務代理者の指名について

委員長の指名により、山下委員が委員長職務代理者に就任した。

(5) 委員会の運営について

年に2回（5月及び11月頃）委員会を開催し、審議案件を事前に担当する委員が抽出することを確認した。

また、審議案件の抽出について、次回の抽出を甲賀委員、以降続いて宮地委員長、山下委員、山崎委員の順に担当することを確認した。

(6) 抽出案件の選定理由について

(7) 抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し、2014年度（平成26年度）の契約状況について、契約課長から次の通り説明を行った。

「2014年度（平成26年度）の福山市分の入札件数は601件で、落札率は87.81%、上下水道局分の入札件数は240件で、落札率は87.21%であり、2013年度（平成25年度）と比べて、福山市分の落札率が3.31ポイント、上下水道局分の落札率が2.44ポイント上昇している。これは、2014年度（平成26年度）に最低制限価格の算定基準を見直し、一般管理費などの算入率を引き上げたことが主な要因と考えている。また、2014年度（平成26年度）の福山市分の入札件数は、2013年度（平成25年度）に比べて減少したが、予定価格が1億5,000万円を超える大規模な工事の件数が増加したことなどから、落札価格全体では約26億円の増加となっている。」

続いて、2014年（平成26年）10月1日から2015年（平成27年）3月31日の間に開札を行った工事を対象に、担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ① 福山駅観光案内所移設工事
- ② 港湾改修工事（市営渡船物揚場）
- ③ 西部衛生センタープラント設備改修工事
- ④ 千田浄水場南配水池流入弁電動機設置工事
- ⑤ 大越配水池流量計等設置工事

○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、先ず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

抽出案件① 福山駅観光案内所移設工事	
Q 1	<p>建設局管轄の条件付一般競争入札工事の中で、落札率が98.8%と非常に高く、しかも、入札参加者が1者のみである。条件付一般競争入札工事のうち入札参加者数が1者である工事は本案件のみであり、落札率の高さと入札参加者が1者となった理由を聞きたい。</p>
A 1	<p>本工事は、福山駅構内にある観光案内所を、コンコース内に新たに移築する工事である。駅構内の工事であるため、福山駅を管轄する西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR社」とする。）の承諾のもと工事を施工する必要があり、承諾にあたってJR社から、旅客公衆の安全確保のために工事の施工は鉄道工事に精通した会社で実施し、施工体制に万全を期すよう要請する旨の条件が示されていた。</p> <p>そのため本工事の発注については、駅構内の施設に精通し、迅速且つ適切な施工が可能である者を求めるために、入札参加資格要件として、「JR社管内の駅構内における建築一式工事の元請としての施工実績」を求めて入札を行ったところ、結果として入札参加者が1者となったものである。なお、入札参加資格要件の設定に当たっては、要件を満たす業者を3者程度は確認していた。</p> <p>また、落札率が高くなった理由としては、工事場所が駅のコンコース内という特殊な場所であることと、駅構内の設備改修工事を伴うために工事を進める上で多くの制約条件が想定されることから、通常の工事経費と比べて高い経費が見込まれたために、結果として98.8%という高めの落札率になったものと推測される。</p>
Q 2	<p>結果として価格が高くなる制約条件があったと言われたが、それは予定価格を設定する際に、当然そういう条件を加味して設計をしていると思うので、理由にならないのではないかと思うがいかがか。</p>
A 2	<p>本市では、工事を発注する際に、国土交通省の公共工事積算基準という統一的な仕様に基づいて設計を行っており、本工事についても当該仕様に基づき設計を行っているが、工事場所が駅構内という特殊な施設であることから、業者が入札価格の見積りを行う際に、国土交通省の標準仕様ではなく、JR社独自の仕様に基づいて工事経費の見積りを行った結果、高めの落札率になったのではないかと考えている。</p>
Q 3	<p>入札参加資格要件を満たす者を3者程度確認しているという説明があったが、入札参加資格要件はJR社の意向に基づいて設定されたものであることから、一般競争入札が適さない案件とも考えられるが、この点はいかがか。</p>

A 3	設計金額が1千万を超える案件であること、また、応札可能な者が3者程度確認でき、競争性が確保されること、この2点から一般競争入札による発注が妥当であったと考えている。
Q 4	落札率について、国土交通省仕様に対してJ R社仕様があり、その仕様の違いが、落札率が高くなった原因と考えられると御説明頂いたと理解しているが、そうであれば、J R社に関する工事の発注については今後も同様の結果になるということになるが、そういう理解でよいか。
A 4	<p>J R社仕様という表現を使用したがる、国土交通省の標準仕様のように、明確に定まったJ R社独自の仕様の存在を確認している訳ではない。</p> <p>今回の案件においては、既存の駅舎設備と関係する工事が多いということで、事前に駅全体の設備等を把握する必要や、J R社の施設管理者と綿密な確認作業や協議が必要となり、こうした経費が、国土交通省の標準仕様に基づく経費経常の考え方よりも増加するのではないかと、そして、それを受注企業が独自の見積りとして見込んでいるのではないかと考え、その受注者独自の見積りをJ R社仕様という言い方で説明した。したがって、常にJ R社に関する工事発注が高落札率に結びつくとは言えない。</p>
抽出案件② 港湾改修工事（市営渡船物揚場）	
Q 5	建設局管轄の条件付一般競争入札工事の中で、落札率が100%と最も高かった案件である。入札参加者数は4者であるが、無効が3者あり、実質的には1者のみとなっている。無効の理由が、「施工実績が確認できないもの」となっているが、実質的有効入札者が1者であった理由と、落札率が予定価格と同じ100%であった理由について聞きたい。
A 5	<p>本工事は、海上および陸側の両方から作業を行い、特に海上での施工において、潮位の変化や波浪の影響を大きく受けることから、安全かつ適正な工事の履行を確保するために、入札参加資格要件として、海上での作業を伴う港湾・漁港の外郭施設又は係留施設工事の元請けとしての実績を有する者という施工実績を求めたものである。</p> <p>4者から入札があったが、開札後の事後審査において、求めていた入札参加資格要件を満たさないため順次3者を無効とし、結果として第4位の業者が入札参加資格要件を満たしていたことから、当該業者を落札決定したものである。</p> <p>なお、入札公告前に、施工実績を満たす業者を4者程度想定していたが、本案件が海上施工を伴うものであること、さらには発注時期が冬場であり、工期が年度末までであることなどから、技術者の配置の状況や現在の手持ち工事の状況な</p>

	<p>どを考慮する中で、他の施工実績を満たす業者については入札を見送ったために、結果として落札価格が予定価格と同価となる状況になったのではないかと推測している。</p>
Q 6	<p>入札参加資格に、「1999年度（平成11年度）以降、海上での作業を伴う港湾・漁港の外郭施設又は係留施設工事の元請けとしての施工実績」を設定しているが、施工実績として、直近15年分を求めた理由があれば伺いたい。</p>
A 6	<p>公告を行うに際し、どのような施工実績を設定するのかについては、基本的には、入札参加者審査会で案件ごとに審議をしているが、今回のような特異な発注案件についてはあまり例がなく、結果として、長期間での施工実績を確認するために1999年度（平成11年度）以降の施工実績を求めることとなったものである。</p>
Q 7	<p>入札参加資格を満たす業者を4者程度想定していたが、結果的にその内の1者のみが入札を行ったとのことであり、また、入札を行った業者も予定価格の100%での入札となると、受注意欲は高くないと考えられることから、入札に参加できる者の数が少ない本案件は、競争入札に適さないのではないかと考えられるがどうか。また、施工実績以外の他の入札参加資格要件について、限定しすぎていたということはないか。</p>
A 7	<p>一般競争入札によって工事案件を発注する際には、本案件のような土木一式工事等については、設計金額に応じて、入札に参加できる業者の本店の地域要件や、本市の入札参加資格におけるランク別の等級を指定した発注を行っており、これは、本市における一定の発注基準になっている。</p>
Q 8	<p>基準を設ける必要性は分かるが、結果として入札参加資格の無い者が入札を行い、実質的には1者だけの入札となっている。</p> <p>従って、「一般競争入札」という入札方式を行う以上、有効な入札が1者のみであり、予定価格と同価の落札価格となるような入札の場合は、入札を取り止めて、数社が入れる方法を考えた方が良いのではないか。結果だけを第三者が見た時に、公平・公正な入札が本當に行われているのかと疑問を抱くことにつながりかねない。</p>
A 8	<p>競争性が確保されていないのではないかという御指摘であるが、特殊な工事の場合には、適正な工事の履行を確保するために一定の入札参加資格を設定しなけ</p>

	<p>ればならず、結果として応札者が少なくなるという可能性は否定できない。過去には、応札者が全くおらず、入札をやり直したことがあり、その場合には、地域要件を外すなどの入札参加資格を緩和する形で対応した例もある。</p> <p>本案件においても、もし有効な入札者がいなければ同様の対応を行った可能性があるが、複数の応札候補者がいる中で、有効な入札が1者のみであったということであり、これは競争性を保った入札が成り立っていると考えている。</p> <p>本案件のような特殊な工事については、実績や参加者数などを総合的に勘案する中で、入札参加資格を決めており、今後も御指摘の事項を踏まえて、より競争性のある入札となるよう取り組んでいきたいと考えている。</p>
<p>抽出案件③ 西部衛生センタープラント設備改修工事</p>	
<p>Q 9</p>	<p>建設局管轄の随意契約工事の中で、最も工事金額が高く、落札率が99.8%と最も高かった案件である。プラント設備改修工事については、前回は抽出案件として落札率の高さが指摘されているが、本案件の落札率の高さについても聞きたい。また、随意契約の理由として「専門部品の調達が可能」と「専門知識と技術力を有している」の2つを挙げているが、「専門部品の調達が可能」について、その内容と落札した業者でなければならない事情について確認したい。</p>
<p>A 9</p>	<p>本工事は、し尿処理施設のプラント設備である破砕機、生し尿貯留槽スカム破砕ポンプ、曝気ブロア及び放流ポンプの改修工事等を行ったものである。</p> <p>「専門部品の調達が可能」という点については、本工事で使用する破砕機及びスカム破砕ポンプが該当する。具体的には、一般的に使用しているポンプでは配管のつまり等が発生し、し尿処理に深刻な影響が出る恐れがあるため、特殊なポンプを使用しており、また、生し尿貯留槽スカム破砕配管に使用しているスカム破砕ノズルについては、当該業者が専門部品の製作を行っており、し尿処理における効果的で且つ有効な機能を有しているものである。</p> <p>本工事は、特殊なプラント設備の改修であり、また工期内にも施設を稼働させながらの施工となることから、運転管理を含めた工場全体の状況や既存設備に精通していなければ、適正な工事の履行と安全な運転管理を行うことは困難であり、これらのことから、1978年（昭和53年）に竣工した際の施設の設計施工業者である栗田工業株式会社が会社分割した際に、し尿処理プラントシステムに関する技術ノウハウを継承し、現在、施設のメンテナンスに携わり、施設全体に精通している当該業者と随意契約をしたものである。</p> <p>設計価格の積算について、一般的な材料等は建築物価等の標準単価を使用しているが、特殊品や特殊な工事には標準価格がないことから、当該業者から徴収した見積書を参考に精査して単価を決定しており、この設計価格をもとに予定価格を設定している。今回の随意契約においては、当該業者が提出した1回目及び2</p>

	<p>回目の見積金額では予定価格を上回っており、3回目で予定価格内となったことから契約を締結したものである。</p> <p>本案件のように特殊品を使うものや特殊な工事においては、業者の見積り等を参考に積算して予定価格を設定することから、落札率は比較的に高いものになるのではないかと考えている。</p>
Q10	<p>予定価格の基になっている設計価格の積み上げに、業者から徴収した見積単価を参考にしているとあったが、業者から見積りを徴すためには機器のスペックを指定して業者に見積りを行っていると思うが、このスペックを指定する時の設計として、機器の汎用性をどこまで考えて見積りを行っているのか。設計の状況を教えて欲しい。</p>
A10	<p>設計に際し、汎用性のある部品単価の見積りには、カタログのようなもので一般に公開されている単価があり、それを使用している。また、本案件の施設にしか使用されていない特殊な機器については、1者しか取り扱いがないので、どうしても当該業者から徴した見積単価を基に設計を行うしかないという状況がある。</p>
Q11	<p>栗田工業株式会社は事業規模の大きい会社であったと思われるが、本案件の設備改修工事を発注する際に、株式会社クリタス以外の他の栗田工業株式会社の関連会社を、契約の相手方にするということについて、検討された経緯があるかどうか、もし無ければその理由を伺いたい。</p>
A11	<p>株式会社クリタスは、栗田工業株式会社の分社・分割後、本施設の運転管理を担っており、本施設に非常に精通していることから、本案件においては、当該業者以外を相手方とすることは困難であり、株式会社クリタス1者のみが請け負うことができると判断した。</p>
抽出案件④ 千田浄水場南配水池流入弁電動機設置工事	
Q12	<p>上下水道局管轄の条件付一般競争入札工事の中で、落札率が93.6%と非常に高い案件である。入札参加者数は3社であるが、失格が2社あり、有効入札参加者数は1社である。落札率の高さと有効入札参加者が1社となった理由を聞きたい。</p>
A12	<p>本工事は、千田浄水場の南配水池の主導入弁2機を維持管理上の問題から電動化し、南配水池の流入量を調節するものである。</p> <p>入札参加者3者中2者が最低制限価格を下回り、結果として1者のみが予定価</p>

<p>Q13</p> <p>A13</p> <p>Q14</p> <p>A14</p>	<p>格以内の入札で、落札率は93.6%という結果になった。失格した2者の原因としては、高い受注意欲から最低制限価格付近での入札を行い、最低制限価格のコンピュータによる自動調整により、結果的に最低制限価格を下回り、失格になったものと考えている。</p> <p>高落札率となった要因については、本工事の設計金額における機器費の割合が約87%を占めており、当該機器が購入品であるため工事費を削減する余地が少なく利益が少ないことから、高落札率となったものと推測される。</p> <p>なお、入札参加可能な者は事前に最低9者はいるということを確認している。</p> <p>状況は分かるが、入札を行った3者の内、最低制限価格を下回る入札をして失格となった2者がだいたい同じ金額であったということであれば、設定した最低制限価格の金額に疑義を覚えるが、設定に問題はなかったのか。</p> <p>御指摘の通り、最低制限価格未満の入札を行って失格となった者の入札価格は非常に近い数字であり、これは受注意欲がかなり高く、最低制限価格近くの価格で入札を行ったと考えている。また、最低制限価格の設定については問題がなく、本市の場合、最低制限価格の計算式を事前に公表していることから、これらの業者は最低制限価格を積算していたが、結果として開札時の自動調整により最低制限価格を下回ったものと考えている。</p> <p>高落札率となった理由として、機器の占める比率が87%であるという説明があったが、そうすると、機器費の部分では違いが生まれないので、入札を行った3者の価格にそれほど大きな差は生じないのではないかと考える。いくら受注意欲が高いとはいえ、失格となった2者と落札した1者との間に価格の差があることから、高落札率の理由として機器費の割合が高いという説明には疑問が残る。この点について伺いたい。</p> <p>推測になりますが、業者間と機器メーカーとの取引状況等の違いで、業者によっては当該機器費を市場価格より安価で仕入れることができるのではないかと考えている。</p>
<p>抽出案件⑤ 大越配水池流量計等設置工事</p>	
<p>Q15</p>	<p>上下水道局管轄の条件付一般競争入札工事の中で、落札率が94.6%と非常に高く、しかも、入札参加者が1社のみである。流量計等設置工事については、機器類の占める比率が高くなることは理解できるが、同様の工事と同程度の工事金額であるC調整池流量計等設置工事の落札率が90.7%であることと比較し</p>

	<p>でも当案件の落札率が高い。落札率の高さと入札参加者が1社となった理由を開きたい。</p>
A15	<p>本工事は、進入路を掘削し、一部送水管を切断してT字管を設置した後に、送水流量を常時計測する挿入型の電池流量計を設置するものである。</p> <p>C調整池流量計等設置工事との工事内容の違いについては、本工事の工事内容では電気通信工事に加え、土木工事や配管工事の占める割合が一定程度ある一方で、C調整池流量計等設置工事の場合には、超音波流量計が設置できるピットがあり、土木工事・配管工事の占める割合が小さいという違いがある。従って、C調整池流量計等設置工事の場合には、電気通信工事に特化した工事であると言えますが、本工事の場合は、土木工事や配管工事の占める割合が比較的大きいことから、下請業者への支払金額等に違いが生じ、結果として落札率の違いが生じたと推測する。</p> <p>なお、高落札率となり、入札参加者が少なかった要因については、本工事の設計金額における機器費の割合が約74%を占めており、その機器は購入品のため、工事費を削減する余地が少なく、また下請業者への発注金額も大きくなることから、全体として利益が少ないと推測され、結果として応札が少なく、応札した1者の入札金額も予定価格付近の入札となったのではないかと推測している。</p> <p>また、入札参加資格要件について、業者を限定する施工実績は求めておらず、入札参加可能な者を事前に最低25者程度確認している。</p>
Q16	<p>C調整池流量計等設置工事との工事内容の違いから、本案件が高落札率となった理由を説明されたが、施工内容の違いは設計段階から把握できていることであり、従って本案件で一定程度の割合を占める土木工事や配管工事の費用は設計金額に盛り込まれていると思われるので、その違いが高落札率に繋がるという説明には疑問を覚える。この点について詳しく伺いたい。</p>
A16	<p>C調整池流量計等設置工事については、電気通信に特化した工事であるから、自社施工が可能であるが、本工事では、進入路を掘削して250mmという大きな一部送水管を切断し、挿入口としてT字管を設置するような特殊な配管工事や道路工事があり、どうしても下請業者への発注が必要になる。</p> <p>設計において、必要な工事代金を見積って設計金額を設定しているが、落札業者による下請業者への支払い金額等を見積り金額が高く、それが結果として高落札率に繋がったと考えている。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

○ まとめ

抽出案件について、委員から付された意見はなかった。

(8) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

- ・ 指名除外措置運用状況

2014年（平成26年）10月1日から2015年（平成27年）3月31日の間に指名除外措置をした4事案6者の状況について、契約課長が報告した。

(9) その他

- ・ 次回委員会の開催時期について

2015年（平成27年）11月下旬の予定

- ・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について

2015年（平成27年）4月から2015年（平成27年）9月までを対象とし、甲賀委員が担当する。